

令和7年度 厚木市保育所等利用申込みのご案内

【第一希望が保育所(公立・民間)、家庭的保育、小規模保育施設の方】

※厚木市外を含む保育所・家庭的保育・小規模保育・認定こども園のそれぞれを第1希望として複数の施設に申込みすることはできません。

対象児童	入所希望月	受付開始	受付締切	見学期限	入園前面接	結果発送日
■厚木市民 ■市外在住者で ① 厚木市に転入予定 ② 保護者の就労先が厚木市にあり週4日と月64時間以上の実働がある ③ 保護者が厚木市で里帰り出産をする	R7. 5月	2月11日	4月10日	4月15日	入所内定後、 内定園で 実施	入所希望月 前月25日頃 (初回のみ) ※電話等での 問い合わせは お受けして おりません。
	6月	4月11日	5月9日	5月14日		
	7月	5月10日	6月10日	6月13日		
	8月	6月11日	7月10日	7月15日		
	9月	7月11日	8月8日	8月14日		
	10月	8月9日	9月10日	9月16日		
	11月	9月11日	10月10日	10月16日		
	12月	10月11日	11月10日	11月13日		
	R8. 1月	11月1日	12月10日	12月15日		
	2月	11月1日	R8. 1月9日	R8. 1月15日		
	3月	11月1日	2月10日	2月16日		



●受付方法 ※詳しくは2ページをご確認ください。

【郵送】 〒243-8511 厚木市役所保育課宛て **締切日消印有効**

【電子】 電子申請システム (e-kanagawa) **締切日 23時59分受信分まで有効**

【窓口】 開庁時間 平日 8時30分から17時15分まで

※入所希望児童が病気・障がい等により支援や配慮が必要な場合や厚木市外の保育所を希望する場合は、窓口にお越しください。

●申込後の流れ【入所希望月前月25日頃結果通知】

入所の場合 → 入所が内定した方には、電話で連絡。小規模保育施設の場合は、内定先の園から連絡。

保留の場合 → 保護者宛に通知を郵送。(保留通知は初回のみ発行)

なお、一度入所保留になった場合、次月からは入所調整がついた方のみ電話で連絡。

※支給認定証の認定期間が終了しない限り、年度内は継続して毎月入所調整を行います。

再度、申請書を提出していただく必要はありません。

※求職活動中で申請をされた方の支給認定証の認定期間は、2か月です。2か月経過後も継続して申請を希望する場合、認定期間の最終日が属する月の10日(10日が土日祝日の場合、直前の開庁日)までに

①交付済みの支給認定証、②支給認定変更申請書、③求職に関する申立書・ハローワーク受付票等のコピー(お持ちの方のみ)をご提出ください。

●その他

- ・不足書類や記入漏れ、内容に不備がある場合、選考の対象外となりますのでご了承ください。
- ・提出済みの書類はお返ししませんので、必要な方はあらかじめコピーをお取りください。
- ・希望施設の受入年齢、延長保育時間、延長料金、保育料以外にかかる諸費用、除去食対応、行事内容、雰囲気などについて十分確認のうえ、申込みください。指定期限内に見学を済ませられなかった場合、審査できません。
- ・空き状況は、月初更新。保育課へ問い合わせてください。保留者数は、市ホームページで確認できます。
- ・申込み児童や兄弟姉妹に未払いの保育料がある場合、必ずお支払いください。
- ・申込みの取下げや内定辞退をする場合、速やかに『取下げ・辞退届』を保育課へご提出ください。
- ・申込み後から入所月1日以前に厚木市から転出した場合、申込み・入所決定は取下げになります。2日以降に転出した場合も、別途手続が必要となりますのでご連絡ください。
- ・幼稚園・認定こども園については、こども育成課(046-225-2262)へ問い合わせてください。

市外の方

厚木市外に住民票があり、
厚木市内の保育所等を希望

厚木市の締切日までに到着するよう住民票のある市区町村の保育所等担当課へ提出してください(メール・FAX不可)。



市外の保育所

厚木市に住民票があり、
厚木市外の保育所等を希望

厚木市外の保育所を1つでも希望する場合、事前に希望保育所のある市区町村の申込み締切日、必要書類などを確認のうえ、希望保育所のある市区町村の締切日の1週間前までに厚木市保育課窓口に必要な書類をご提出ください(郵送不可)。

※市外と市内の保育所を同時に希望した場合、審査対象外となる場合がありますので、十分にご確認のうえ、お申込みください。

※厚木市内の保育所を申込みする場合は、第3希望までに希望施設を入れてください。第4希望以降の審査はできません。

電子の場合

※夜間(22時～23時台)は申込みが集中しますので避けてご利用ください。



1. 手順

- (1) 手続に必要なものを用意
4ページを確認のうえ、就労証明書等の添付書類を利用するデバイス(PC、スマートフォンなど)にデータ保存。
※添付書類は、鮮明に文字が読み取れるものをご用意ください。
※添付可能なファイルサイズの上限は合計で100MBです。
形式はMicrosoft Word(docx, doc)/Excel(xlsx, xls)/PDF/画像(jpg, jpeg, png)です。
- (2) 電子申請に必要なものを用意 ※操作についてはe-kanagawa内の「操作マニュアル」をご確認ください。
 - ①申請者のマイナンバーカード(署名用電子証明書が格納されたもの)
 - ②電子証明書の読取りに対応したICカードリーダー又はスマートフォン
 - ③利用する機器に、対応した利用者クライアントソフトをインストール
- (3) 電子申請システム(e-kanagawa)にアクセスし申請
 - ①申請手続の選択 → 「【第1希望が保育所用】教育・保育給付認定申請書(兼)利用申込」を選択。
(🔍 検索からキーワード検索もできます。)
 - ②利用者登録の実施
 - ③申請内容の入力、必要書類添付 ※年度ごと、申請児ごと書類一式ご提出ください。
※申請内容に不備がある場合、登録している電話番号又はメールアドレスにご連絡します。



厚木市ホームページ内
電子申請のご案内

2. 電子申込後の流れ

内容確認状況は、ご登録したメールアドレス宛にメールでお知らせします。

メールが届きましたらe-kanagawaログイン後の「申込内容照会」のページに『受付案内(入所面接案内等)』をお送りしますので、**必ずご確認ください**。

不備・不足書類がある場合、ご連絡いたしますが、**提出期限は締切日(23:59受信分まで)**です。

不備・不足書類等により認定できない場合、『不認定通知』を郵送します。

郵送の場合



1. 送付先

〒243-8511 厚木市役所 保育課

封筒に別紙宛名紙を貼り付けてください。

※書類は折らずにご提出ください。

※郵便事故の責任は負いかねますので、書類の到着が不安な方は、追跡可能な方法でご郵送ください。

※年度ごと、申請児ごと書類一式ご提出ください。(封筒は1つで構いません。)

2. 郵送申込後の流れ

『受領通知』と『受付案内』を郵送します。

不備・不足書類がある場合、ご連絡いたしますが、**提出期限は締切日(消印有効)**です。

不備・不足書類等で認定できない場合、『不認定通知』を郵送します。

記入例

※消えるペン・修正液は無効
訂正は二重線で消し、正しくご記入ください。

<表>

希望期間・希望時間については、入所決定施設との調整で、変更になる場合があります。
求職中の方は、最大8:30～16:30、保育短時間です。
(けいわ星の子保育園は、11:00～19:00)

第1希望が「市内認定こども園」の場合は、直接、認定こども園に申込みしてください。
※保育のおしり40ページ参照

申請児童と保護者、祖父母以外の同居家族(生計が一緒の方)全員を入力してください。続柄は児童から見た同居者です。

該当する箇所全てにチェック、記入してください。

<裏>

該当する箇所全てにチェック、記入してください。

教育・保育給付認定申請書(兼)利用申込書

1 子ども子育て支援法第16条の規定に基づき、申請者と同居親族の市区町村で保育する住民記録情報、税情報、その他
2 申請書等に記載した事項については、利用調整や教育・保育の運営に必要な認められる場合に、施設・事業者
3 厚木市職員が、教育・保育給付認定審査のために、世帯の構成員(同居者)の個人情報を照会を行うこと
4 申請内容が事実と相違した場合は、教育・保育給付認定取消や内定取消、退所となる場合があること
5 必要書類を添付して提出すること
以上のご同意を、次のとおり申請します。

厚木市長宛
厚木市福祉事務所長宛

申請日: 令和7年 7月 7日

住所 〒243-0000 厚木市 中町〇丁目〇〇番〇〇号 電話(自宅) 046-0000-0000

保護者	ふりがな氏名(自署)	続柄	生年月日	年齢	障害者手帳等	就労・通学先・疾病等(内国籍)は国籍欄に記載してください。
①	あつぎ たろう 厚木 太郎	父	〇・6・30	〇〇	〇有 〇無	〇有 〇無
②	あつぎ あゆこ 厚木 祐子	母	〇・3・23	〇〇	〇有 〇無	〇有 〇無

※1 通知書等の郵送先(宛先)及び認定保護者は、保護者①に記入しなくてはなりません。
※2 障害者手帳等欄は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童手帳等(障害基礎年金を受けている場合に「有」)。

1 保育の利用希望について

希望保育期間 令和7年 8月 1日～ 年 月 日 (年度中、(在)学期)
就労する間 出産(予定)日前9週を含む月の初日
休日に要する期間 休日に要する月 入所月分

希望利用時間 平日: 8時00分～18時00分
平日: 8時00分～18時00分 保育標準時間(最長11時間) 保育短時間(最長3時間)

保育の必要量 〇〇保育園 〇〇小学校

希望施設 第1希望 〇〇保育園 第2希望 △△保育園 第3希望 □□保育園

2 世帯の状況(保護者と申請児童、祖父母を除き、同居者(単身赴任等で別居している方を除く)の全員を児童が基準です。)
 次の世帯の構成員は、同居事項について氏名を記入し、同居者として同意します。続柄は児童が基準です。

ふりがな氏名	続柄	生年月日	年齢	障害者手帳等	就労・通学先・疾病等(国籍欄)は国籍欄に記載してください。
あつぎ いちろう 厚木 一郎	兄	T.S.H.R 〇・7・3	〇〇	〇有 〇無	〇〇小学校
あつぎ あゆみ 厚木 祐美	姉	T.S.H.R 〇・8・6	〇〇	〇有 〇無	〇〇幼稚園 ①療育手帳②神奈川県
		T.S.H.R		〇有 〇無	

ひとり親世帯 離別 未婚 死別 離婚前別居 調停中 拘禁 行方不明(届出済・未)

生活保護の状況 生活保護 申請中 適用中(年 月 日) 事由発生(年 月 日)

3 祖父母の状況 次(祖父母)の状況は、同居事項について氏名を記入し、同居者として同意します。

祖父母	氏名	年齢	住所	続柄	就労	連絡先
①	祖母 厚木 花子	〇〇	厚木市中町〇丁目〇〇番〇〇号	〇有 〇無	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	
②	祖母 飯山 さくら	〇〇	△△県△△市△△番地	〇有 〇無	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	

別居の場合は、現住所を記入してください。

令和7年4月1日時点での年齢
※令和7年4月2日以降に生まれた場合は0歳と記入

実際の勤務先を記入してください。

「育児休業」とは、法律(育児・介護休業法)に基づき取得する休業のことです。
「育児休暇」では継続入所できません。

産後の予定は、保護者のどちらもチェックしてください。

疾病/障害/介護/看護要件で入所する場合、入所決定後に診断書(家庭での保育が困難な状況が記載されたもの)等を提出してください。
また、長時間保育が必要な場合も診断書にその旨を記載してもらってください。
介護・看護は、同居親族者の介護・看護に限ります。

就学とは、学校教育法に規定する学校、専修学校、各種学校その他これらに準ずる教育施設や職業能力開発促進法に規定する職業訓練等を受けていることです。

必要な書類

※ 年度ごとに一式必要

★ 必須

- 1 提出書類チェックリスト …世帯で1枚
 - 2 教育・保育給付認定申請書(兼)利用申込書
…児童1人につき1枚
 - 3 利用申込補助票 …児童1人につき1枚
 - 4 保育の必要性の事由を確認する書類 ※下記参照
…保護者それぞれの分世帯で1枚
(単身赴任等で別居でも要提出)
 - 5 保育所等利用申込に関する確認書 …世帯で1枚
 - 6 保育料に係る確認書 …世帯で1枚
 - 7 個人番号届出書 …世帯で1枚
- ・ 個人番号確認書類 (同居者全員分)
個人番号カード、通知カード、個人番号の記載がある住民票
※ 単身赴任等の家庭状況で別居保護者の分の提出が必要な場合あり
※ 令和2年5月25日以降に発行された個人番号通知書は利用不可
 - ・ 本人確認書類 (保護者それぞれの分)
個人番号カード、運転免許証等の顔写真付きのもの … 1点
公的医療保険の被保険者証、児童扶養手当証書等の顔写真なしのもの … 2点

◆ 該当者のみ

※ 提出の有無で審査に影響が出る場合あり

- ・ アレルギーがある … 食物アレルギー調査票
- ・ 離婚調停中 … 離婚調停期日通知書のコピー
- ・ 認可外保育施設を月極で利用中
… 在籍証明書や利用契約書、受領印入り月謝袋のコピー等
- ・ 4月1日時点で65歳未満の同居祖父母がいるが、保育できない
… 祖父母の保育の必要性の事由を確認する書類
※ 4月1日時点で65歳未満の場合
- ・ 祖父母と住所が同じだが生計は別
… 公共料金の同月・別世帯宛の領収証または請求書のコピー
- ・ 育児休業から復帰する
… 育児休業給付金支給決定通知のコピー
※ 交付が間に合わない場合、雇用保険被保険者証のコピーでも可
- ・ 育児休業中で認可保育施設に在園児がいる
… 育児休業延長に係る保育所等利用継続申出書
※ 兄または姉が保育施設等に在籍していて、育児休業取得時点で3歳児クラス以下の場合
- ・ 他の園に在籍しており、転園を希望 … 転園申請書
- ・ 保育所等で保育士、保育教諭、幼稚園教諭として勤務 (予定)
… 保育士証、幼稚園教諭免許状のコピー
※ 保育所等とは、保育所、認定こども園、地域型保育事業、幼稚園
- ・ 利用申込み後、希望保育施設や申込み内容に変更がある
… 利用申込み内容変更届
- ・ 転園等で、在園中の施設を退園する… 保育実施解除届
※ 転園の場合、指数が減点となるが、入所希望日の前日を退所年月日とする保育実施解除届を提出すると減点とならない。ただし、転園できない場合であっても、利用中の施設は退所

注意

※ 年度内(5月~3月)申込みの各証明書類は、証明日から3カ月以内のもの(住民票は除く)。
※ 就労要件の場合、月64時間以上かつ週4日以上の上の就労が確認できる就労証明書が必要。基準に満たない場合は、申立書(求職)を提出

保育の必要性の事由		就労 証明書	母子手帳 のコピー	各 申立書	診断書 (家庭での保育が 困難な状況が 記載されたもの)	介護保険 被保険者証 等のコピー	在学証明書 及び 授業時間割	その他
1	就 居宅外固定就労	★						
	就 居宅外変則就労	★						就労時間が分かるシフト表のコピー(1カ月分)
	就 自営	★						★確定申告書(第一表と第二表)や開業届等のコピー
	就 居宅内(内職)	★						★出来高証明書・納品書等のコピー(3カ月分)
	就 育児休業から復帰	★		★				◆育児休業給付金支給決定通知 (給付金対象者で育児休業給付金支給決定通知の交付が間に合わない場合、雇用保険被保険者証)のコピー
2	妊娠・出産		★		特別な状態 の場合			産前・母子手帳の表紙と分娩予定日を確かめるページのコピー 産後・母子手帳の出生届出済証明のページのコピー
3	疾病・障害			★	いずれか1つ			診断書は入所決定後でも可 (申立書と内容が異なる場合、入所の取消し・退所となる場合があります。)
4	介護・看護(同居親族)			★	いずれか1つ			
5	災害復旧			★				り災証明書等のコピー
6	求職活動中			★				◆ハローワーク受付票等のコピー
7	就学						★	
8	虐待やDV							★配偶者からの暴力被害者の保護に関する証明等のコピー
9	育児休業中の 在園児継続利用							育児休業延長に係る保育所等利用申出書

※ 無収入の場合、就労認定不可(ボランティア、町内会の役員、自家消費のための農業等)
※ 上記表中の1、3~9の要件中であっても、妊娠・出産要件に該当する場合は2を適用
※ 申込み内容によっては、他に書類が必要な場合あり
※ 転園や兄弟姉妹がすでに在園している場合でも、申込み書類は一式必要
※ 提出書類に虚偽の記載があった場合、入所内定は取消し(入所後に明らかになった場合、退所)

※ 鉛筆、消せるボールペンでの記入は無効
※ 印刷はA4サイズ

各書式は市HPから
ダウンロード可→



【問い合わせ先】 厚木市保育課 電話：046-225-2231 厚木市役所第二庁舎3階